

奈良県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営農地環境整備事業明日香地区阿部山工区）の換地計画を定めた
ので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画
書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和三年一月六日から同月二十五日まで

二 縦覧場所

明日香村役場